

主な改正点は、次のとおりです。

〔租税特別措置法第 66 条の 4 (国外関連者との取引に係る課税の特例)関係〕

平成 23 年度の税制改正において、平成 22 年 7 月の OECD 移転価格ガイドラインの改訂を踏まえ、以下の①及び②の事項について法令上の措置が講じられました。

- ① 独立企業間価格の算定方法に係る適用優先順位（基本三法優先）が廃止され、「最も適切な方法」を事案に応じて選定する仕組みに変更された。
- ② 利益分割法の 3 類型（比較利益分割法、寄与度利益分割法及び残余利益分割法）が全て政令に規定された。

また、平成 23 年度税制改正大綱において、独立企業間価格幅（レンジ）の取扱いについて、運用において明確化することとされました。

○ 最も適切な算定方法の選定に当たって留意すべき事項(措通 66 の 4 (2)－1 新設)

独立企業間価格の算定方法については、5 つの手法のうち、基本三法（独立価格比準法、再販売価格基準法及び原価基準法）を優先的に用いることとされていましたが、平成 23 年度税制改正により、「国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情」を勘案して選定した「最も適切な方法」を用いることとされました。OECD 移転価格ガイドラインにおいては、この「最も適切な方法」の選定に当たっては、次の事項を考慮すべきとされています。

- ① 各算定方法の長所及び短所
- ② 国外関連取引の内容及び内容等に対する算定方法の適合性
- ③ 各算定方法を適用するために必要な情報の入手可能性
- ④ 国外関連取引と非関連者間取引との類似性の程度

そこで、本通達において、この「最も適切な方法」の選定に当たっては、①から④までの事項等を勘案することを明らかにすることとしました。

○ 利益分割法の 3 類型が全て政令に規定されたことに伴う通達の整備（措通 66 の 4 (3)－1、66 の 4 (5)－1、2、4 等 改正）

利益分割法の 3 つの類型のうち、寄与度利益分割法は政令に規定され、

比較利益分割法と残余利益分割法は通達で定めていたところ、平成 23 年度税制改正により、全ての類型が政令に規定されました。これに伴い、既存の通達について所要の整備を行うこととしました。

○ **比較対象取引の類似性を判断する場合の検討事項（措通 66 の 4(3)－3 改正）**

比較対象取引に該当するか否かにつき国外関連取引と非関連者間取引との類似性の程度を判断する場合に検討すべき諸要素について、従前は 12 の要素を例示して列挙していましたが、OECD 移転価格ガイドラインに合わせて 5 要素に集約することとしました。

○ **独立企業間価格幅（レンジ）の取扱いの明確化（措通 66 の 4(3)－4 新設）**

国外関連取引と比較可能な非関連者間取引（比較対象取引）が複数存在する場合において、それらの取引価格のレンジの中に国外関連取引の価格があるときは、移転価格課税が行われないことを明確化することとしました。